

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道雨竜郡沼田町

2 構造改革特別区域の名称

北海道沼田町ワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道雨竜郡沼田町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置及び気候

沼田町（以下、「本町」という。）は北海道のほぼ中央、空知管内の最北部に位置し、日本海沿岸より約 45km 内陸に入った町で、北海道の中心都市である札幌市から約 100 km、道北の中心都市である旭川市から約 46km の地点に所在しています。

総面積は 283.35 km²で、その大部分は山林が占めており、南部の平坦部には道内でも有数の肥沃な水田地帯が広がっています。また、西部の丘陵地には畑作地帯が広がり、市街地や耕地は石狩川の支流である雨竜川やその他の小河川の流域に沿って開けています。

気候は内陸性で四季の区別がはっきりしており、春期より初夏にかけてはやや乾燥し、夏期は温暖、晩夏から秋は比較的雨が多く、冬期は湿潤寒冷の気候であります。気温は最高と最低の格差が大きく、また、冬期においては管内でも有数の豪雪地帯として知られています。

(2) 経済的条件

本町の産業は、基幹産業である農業が中心であり、雨竜川、幌新太刀別川流域に広がる肥沃で平坦な農耕地において、稲作を中心とした大規模経営が展開されています。

第2次産業の製造業については、電子部品・デバイス製造業、金属製品製造業、窯業・土石製品製造業、食料品製造業などが主要業種であり、建設業については、景気の低迷や公共事業の減少等により、依然として厳しい状況にあります。

第3次産業は、サービス業、卸売・小売業が主体となっており、第1次、第2次産業の成長を背景に発展してきましたが、現在では廃業も多く厳しい状況が続いています。

平成17年国勢調査における就業者構成比では、第1次産業 31.3%、第2次産業 14.5%、第3次産業 54.3%で、前回に比して全産業で若干の増減があるものの、ほぼ横ばいで推移している状況にあります。

(3) 農業の状況と課題

本町の基幹産業である農業は、水稻が基幹作物、麦・大豆・ソバ等が主要な作物となっています。また、ぶどうも本町の特産品であり、これは、日照時間が4月～10月は基本的に1,100時間を超えており、降水量は余市町などの北海道内の主要なぶどう産地と比較すると多いものの、同じ空知管内で主要産地である岩見沢市や浦臼町と比較しても目立った差は少なく、醸造用ぶどうの生育に適しているという地域特性を活かしたものです。

しかしながら、農家戸数の減少や高齢化、後継者不足が見られるとともに、人口減少に伴う国内市場の減少等、農業を取り巻く情勢は大きく変化しています。これらにより、担い手不足による耕作放棄地・遊休地の増加が課題となっております。

(4) 人口及び産業の推移と動向

本町における人口の推移は、昭和35年の国勢調査17,937人と比較すると年々減少しており、令和2年の国勢調査人口では2,909人と83.78%の減少率となっております。

中でも昭和40年から45年にかけての減少が著しくなっており、これは昭和43年、44年の炭鉱閉山によるものですが、その減少率は実に44.5%となっております。

その後、平成17年から平成27年までの10年間では21.1%の減少となっております。

また、年齢別で比較してみると、昭和35年の国勢調査では、若年者比率が高齢者比率を大きく上回っていましたが、年々若年層が減り、平成2年の国勢調査では若年者比率を高齢者比率が逆転し、以後、高齢者比率が増加を続けており、今後においても少子高齢化が進むものと思われれます。

今後については、本町の基幹産業である農業において進行する高齢化や後継者不足等による離農等の要因から、農家人口の減少が更に予想されますが、担い手対策の強化や新規就農施策の推進、法人化等による協業化への取り組みのほか、企業誘致や移住定住施策等の推進により、持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。

また、第2次産業については、製造業、建設業が中心であります。いずれも経営規模が大きいことから、町としては、既存中小企業等の育成強化や企業誘致活動を積極的に展開するなどして、就業機会の拡大を図りながら、地域経済の安定化を図っていきます。

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

本町の基幹産業である農業については、上述のとおり、担い手不足による耕作放棄地や遊休地が課題となっております。このため、本町としては、これらの課題を踏まえた上で、持続可能な沼田農業の発展に向け、担い手の育成・確保、農作業の省力化・効率化に向けたスマート農業の推進、農産物のブランド化に向けた取り組み強化等を推進することで、力強い沼田農業の確立に力を注いでいます。具体的には、本町において、農業の担い手を確保・育成するため、新規就農希望者の研修から就農までを一貫支援することを目的として設立した「ぬまたあぐりファーム」による新規参入希望者の受入れ、栽培研修等の講義を行うなど、新規就農者の育成確保等に取り組んでいます。

本特例措置の活用により、ぶどうを生産する新規就農者の増加、既存の農業経営者が新規作物としてぶどうを生産する取組みや、新規就農者自らが本町においてワインの製造・販売を行うことなどが期待されます。また、本町でのぶどう生産の拡大を目的に、令和5年4月に設立した、沼田町ワイン協議会の構成員によるワイン生産の拡大や、様々な品種を原料としたワインの製造も期待できます。今後、ワインの製造者が増加し、多様なワイナリーの産地が形成されることで、農業振興及び地域活性化を図り、担い手不足の解消や新規就農に寄与することが期待されます。

さらには、沼田町夜高あんどん祭りやほたる祭り等のイベントにおけるワインの販売やPRをとおして、本町の新たな地域ブランドの確立が期待でき、関係人口や交流人口の増加も期待されます。

以上のことから、本町の農業の振興のみならず、地域産業全体の活性化にも繋がることから、本特例措置を活用する意義は極めて大きくなっています。

5 構造改革特別区域計画の意義・目標

近年の道産ワインへの評価や期待が高まる中、消費者や実需者のニーズに対応するため、多様なワイナリーが集まった産地づくりが必要です。本町では本特例措置を活用することで、ワイン醸造事業の初期投資額が大幅に削減でき、小規模な施設でも製造が可能となることから、新規就農者の参入が見込まれ、農業振興の向上が図られます。

さらには、多様なワイナリーの産地形成の展開により、馬を使った沼田式森づくりやトマト羊を使った謝肉祭などが特徴の「そらち自然学校」や、化石といった地域資源を活用したグリーン・ツーリズムなどの新たな観光資源が生まれ、観光客数の増加や町内経済の循環へと繋がっていくこととなり、当該地域特産物の利用を通じて地域経済の活性化を目指します。

このような取組を支援・推進していくことは、耕作放棄地や遊休地の発生防止や新規就農者の増加に繋がるなど、課題の解決に資することから、本計画の意義は極めて大きいです。

6 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 新規就農者の増加による農業振興の向上

本特例措置を活用することで、ワイン醸造事業の初期投資額が大幅に削減でき、小規模な施設でも製造が可能となることから、新規就農者の参入が見込まれ、農業振興の向上が図られます。

また、消費者・実需者ニーズに対応した品種への改植や生産技術の向上の取組を推進することで、醸造用ぶどうの生産拡大や品質の向上が見込まれます。

(2) 交流人口の拡大による地域の活性化

多様なワイナリーが集合した産地づくりを行うことで沼田ブランドを確立し、町内の飲食店や関係機関と連携の下、本町の地域資源を活用したグリーン・ツーリズムや農業体験等を通して生産者と消費者を結び、都市と農村の関係人口の拡大を図ることで地域全体の活性化につながられます。

【目標】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規就農者数	0戸	1戸	2戸
特産酒類製造事業者数	1件	2件	3件
観光入込客数	150千人	155千人	160千人

7 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第26条)

【別紙】

1 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

北海道雨竜郡沼田町の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当町が地域の特産物として指定した農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、地域での新たな起業や事業展開に繋がり、観光客満足度の向上、新規就農者の増加、新たな地域ブランドの創出が図られ、地域活性化と産業の持続性が確保される。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となることから、当町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。